

レンタカーバイク営業許可申請

自家用自動車有償貸渡許可申請（レンタカー・レンタルバイク営業許可）案内? レンタカー・レンタルバイクの営業許可は陸運支局に申請して許可を出してもらいます。正式な名称は自家用自動車有償貸渡し事業になります。 レンタカー・レンタルバイクという区別は法律上にはありません。自動車とバイクの両方を貸し出すこともできるのです。

ご自分で申請される方に・・・? 自家用自動車有償貸渡許可申請書 ? ? ?Word形式

ダウンロード



ご自分で申請される方に・・・? 自家用自動車有償貸渡許可申請書 ? ? ?Word形式

ダウンロード



許可がありて営業を始められた方に・・・? 貸渡実績報告書 ? ? ?Excel形式

ダウンロード



許可がありて営業を始められた方に・・・? 貸渡実績報告書 ? ? ?Excel形式

ダウンロード



許可を取らなければいけ

ない人無許可のレンタルが告発されるとどうなるか? レンタカーの許可をもらうと有利になること許可の申請ができる人許可の申請を受け付けてもらえない人貸渡しのできる車両(お金をもらって貸し出せる車両)必要な人員と必要な保険加入申請してから営業が始められるまでの流れ申請のとき、用意する書類1・レンタル料金表2・約款3・登記事項証明など4・申請書類1式2申請書4確認書6事務所別車種別配置車両数一覧表7貸渡の実施計画申請先と申請方法許可が下りてからすること申請から営業までにかかる時間と費用時間は許可が下りるまでに1月から1年半費用は許可が下りたときの登録免許税9万円・車両登録変更の実費と任意保険代金になります自分でやらない人のために許可申請書の作成と提出代理の費用当事務所では申請までの手続きは5万2500円(税込み)でお受けしております。お支払いは許可証があるまでにお支払いください。電話、FAX、メールでのやり取りで申請書類一式が完成できるように、準備しておりますが登記変更、特別な約款の作成などの必要な場合は別料金となります。許可がありた後の登録免許税の支払い、車両の用途変更登録などは御社にてお願いいたします。なお、東京都内の事業所でのナンバーの一括変更をご希望の方が出張封印のご用命をお受けいたします。